

戸塚区連合町内会自治会連絡会2月定例会 議 題 説 明 書

区政推進課

議題名： 令和2年度 戸塚区地域運営補助金及び戸塚区地域の居場所づくり補助金のご案内

【内容】

現在、各連合町内会自治会を中心に、地域課題の解決の一助としてご活用いただける「戸塚区地域運営補助金」と「戸塚区地域の居場所づくり補助金」について、ご案内します。

・戸塚区地域運営補助金

(目的)自治会町内会をはじめとした地域の様々な主体が連携・協働した、新たな主体的・継続的な地域課題解決の取組を支援します。

・戸塚区地域の居場所づくり補助金

(目的)地域住民等が交流し、助け合いながらより良いまちづくりを行っていくため、区民が主体となっていく居場所の運営経費等を補助します。

【例年あげている議題か？】

例年お願いしているものです。昨年度は3月区連会でもお願いしました。

【何をすればいいのか？】【いつから(いつまでに)すればいいのか？】

内容を知っていただくため、各自治会町内会1部ずつ資料を配布いたしますので、ご承知おきください。

また、各地域において課題解決のための新たな取組をご計画されているときは、まず区政推進課までご相談ください。

【その他、注意することなど】

本事業は、令和2年度予算が横浜市会において議決されることが実施の条件です。

問合せ先

担当部署 区政推進課 地域力推進担当

担当者名 興石・桜井

TEL. 866-8328 FAX. 862-3054

令和2年度戸塚区地域運営補助金 戸塚区地域の居場所づくり補助金のご案内

戸塚区区政推進課では、地域の皆様の活動を支援できる2つの補助金をご用意しています。
令和2年度に新たな地域課題解決の取組を予定されている自治会町内会等の皆様におかれては、ぜひこれら補助金の活用をご検討ください。

1 戸塚区地域運営補助金

(1) 目的

自治会町内会をはじめとした地域の様々な主体が連携・協働した、新たな主体的・継続的な地域課題解決の取組を支援します。

(2) これまでの活用例

ア 自治会町内会、学校、PTA、福祉系NPO、などの団体が組織を結成し、住民アンケートに基づいた高齢者などの日常生活支援や見守り活動、広報誌の発行、緊急時本人情報シートの配布などを実施

イ 連合町内会とその構成自治会、地区社会福祉協議会など地域の様々な団体が連携し、高齢者などの移動支援と日常生活支援を活動の柱として活動

ウ 連合町内会を中心に各種団体が連携し、地域住民自らの手で地域史を編纂

2 戸塚区地域の居場所づくり補助金

(1) 目的

地域住民等が交流し、助け合いながらより良いまちづくりを行っていくため、区民が主体となって行う居場所の運営経費等を補助します。

(2) 活用例

空家や空き店舗、マンションの一室等を利用した、子育て世代から高齢者等幅広い世代を対象とした、出合いや交流、そして見守りの拠点としての「地域の居場所」が運営されています。

3 対象となる団体や事業の主な条件、補助金額、補助の主な流れ等

別添「資料1」「資料2」「資料3」をご参照ください。

4 問合せ

まずは区政推進課地域力推進担当にご相談ください。

戸塚区役所区政推進課地域力推進担当

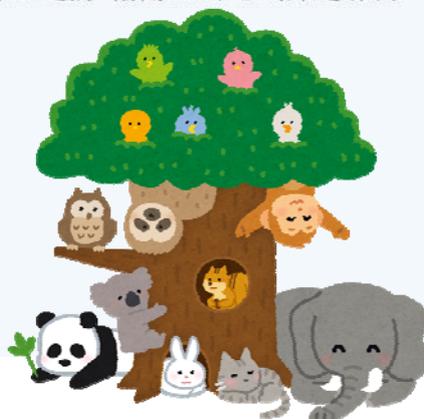
電話：866-8328 ファクス：862-3054

Email: to-chiikiryouku@city.yokohama.jp

戸塚区地域運営補助金

地域の様々な主体が連携・協働した、地域課題解決の取組を支援します。

地域課題の解決に必要な
物品の購入費用等を
年間最大 50 万円支援します



最大
50万円
補助

ぜひご活用ください!!

対象となる団体の主な条件

- ・自治会町内会を含む2つ以上の団体が連携している
- ・継続的な取組を行えることが認められる 他

主な補助対象経費

- ・物品購入費 ・印刷製本費 ・光熱水費、燃料費
- ・通信運搬費 ・使用料及び賃借料 ・原材料費 他

補助金額

- ・表の各年毎の金額を上限とし、予算の範囲内で補助対象経費の10分の9まで補助

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
50万円	40万円	30万円	20万円	10万円

募集期間

- ・令和2年4月1日(水) から令和2年5月29日(金) まで

申請の流れ

- ・裏面をご確認ください



戸塚区のマスコット ウナシー

《お問合せ》

戸塚区 区政推進課 地域力推進担当

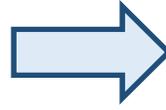
〒244-0003 戸塚区戸塚町 16-17 戸塚区総合庁舎9階 93 番窓口

電話番号:045-866-8328 ファクス:045-862-3054 メール:to-chiikiriyoku@city.yokohama.jp

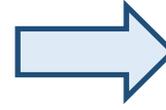
※本事業は、令和2年度予算が横浜市会において議決されることが実施の条件です。

これまでの補助金活用の例

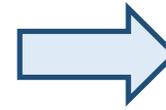
地域防災拠点や一時避難場所を知ってもらうため、防災マップを作成し、連合町内会の全世帯に配布した



事業の実施に必要な工具を購入した



空家を地域の居場所として活用するために修繕した



申請の流れ(まずは区政推進課地域力推進担当へご相談ください)

①補助金申請

申請書類は戸塚区総合庁舎9階 93 番窓口もしくは戸塚区ウェブサイトにございます
https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_s_hien/r02uneihohojokin

②審査

③補助金交付決定

④事業の実施

⑤実績報告書の提出

⑥補助金の交付



戸塚区のマスコット ウナシー

※原則後払い。

ただし、事業完了前に補助金を交付しなければ事業が実施できない場合は前払い可とします。

《お問合せ》

戸塚区 区政推進課 地域力推進担当

〒244-0003 戸塚区戸塚町 16-17 戸塚区総合庁舎9階 93 番窓口

電話番号:045-866-8328 ファクス:045-862-3054 メール:to-chiikiryou@city.yokohama.jp

※本事業は、令和2年度予算が横浜市会において議決されることが実施の条件です。

戸塚区地域の居場所づくり補助金

地域住民が交流し、区民が主体となって行う居場所の運営を支援します。

居場所の運営に必要な
家賃や物品の購入費用等を
年間最大 25 万円支援します



最大
25万円
補助

ぜひご活用ください!!

対象となる団体の主な条件

- ・事業拠点が戸塚区内にある
- ・構成員が5人以上かつ半数以上が戸塚区内に在住等している
- ・継続的な取組を行えることが認められる 他

主な補助対象経費

- ・物品購入費 ・印刷製本費 ・光熱水費、燃料費
- ・通信運搬費 ・使用料及び賃借料 ・原材料費 他

補助金額

- ・表の各年毎の金額を上限とし、予算の範囲内で補助対象経費の10分の9まで補助

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
25万円	25万円	20万円	15万円	10万円

募集期間

- ・令和2年**4月1日(水)**から令和2年**5月29日(金)**まで

申請の流れ

- ・裏面をご確認ください

《お問合せ》

戸塚区 区政推進課 地域力推進担当

〒244-0003 戸塚区戸塚町16-17 戸塚区総合庁舎9階93番窓口

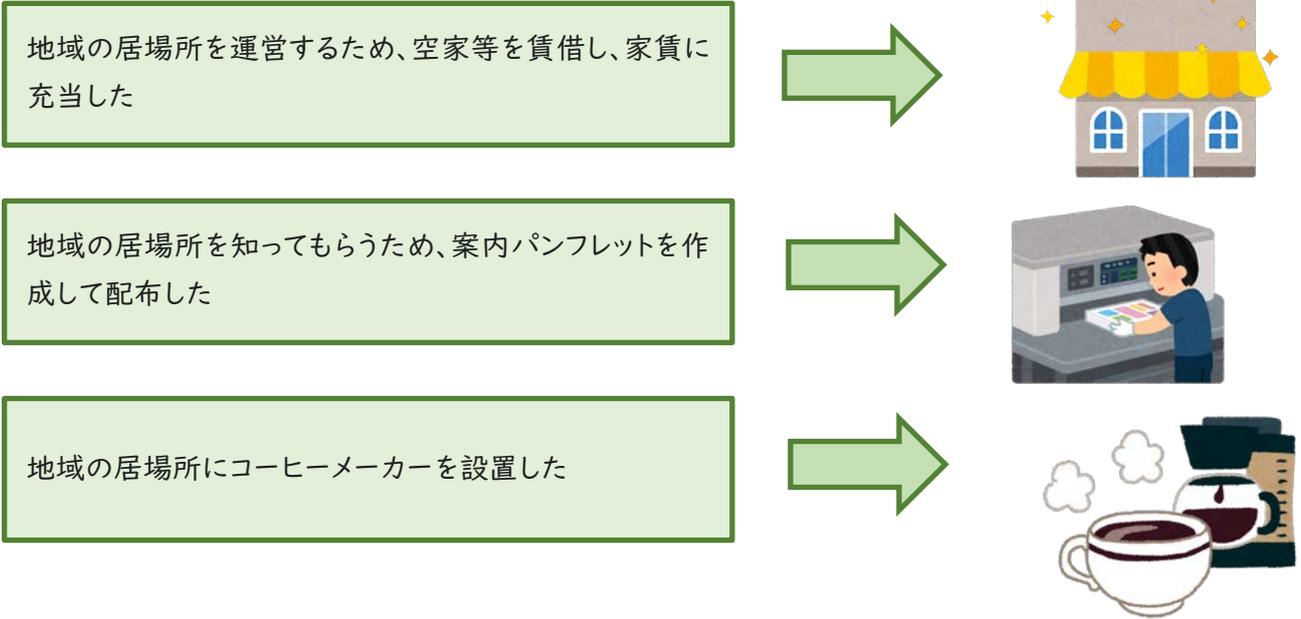
電話番号:045-866-8328 ファクス:045-862-3054 メール:to-chiikiriyoku@city.yokohama.jp

※本事業は、令和2年度予算が横浜市会において議決されることが実施の条件です。

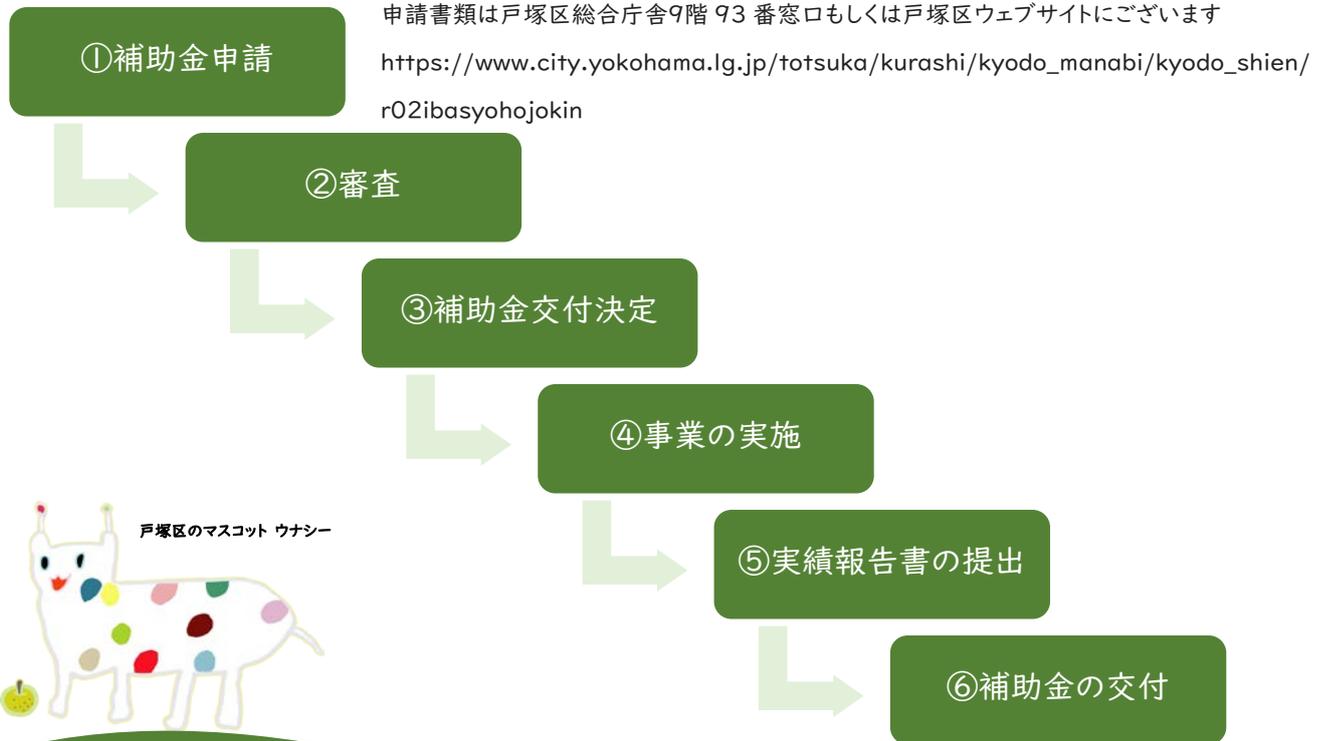


戸塚区のマスコット ウナシー

これまでの補助金活用の例



申請の流れ(まずは区政推進課地域力推進担当へご相談ください)



戸塚区のマスコット ウナシー

※原則後払い。

ただし、事業完了前に補助金を交付しなければ事業が実施できない場合は前払い可とします。

《お問合せ》

戸塚区 区政推進課 地域力推進担当

〒244-0003 戸塚区戸塚町 16-17 戸塚区総合庁舎9階 93 番窓口

電話番号:045-866-8328 ファクス:045-862-3054 メール:to-chiikiryouku@city.yokohama.jp

※本事業は、令和2年度予算が横浜市会において議決されることが実施の条件です。

「地域課題の解決」や「地域の居場所づくり」に関する支援メニューのご紹介

戸塚区地域運営補助金	戸塚区地域の居場所づくり補助金																				
<p>目的 自治会町内会をはじめとした地域の様々な主体が連携・協働した、新たな主体的・継続的な地域課題解決の取組を支援します。</p>	<p>目的 地域住民が交流し、助け合いながらよりよいまちづくりを行っていくため、区民が主体となって行う居場所の運営経費等を補助します。</p>																				
<p>対象となる団体の主な条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 身近な一定のまとまりのある地域の課題を解決しようとする意思のある、原則として自治会町内会を含む2つ以上の団体が連携していること ◆ 民主的な意思決定の場があること ◆ 補助終了後も、継続的な取組を行えることが認められること ◆ 会計処理を適正に行っていること ◆ 政治・宗教・営利を目的としないこと ◆ 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例51号)第2条に該当しないこと <p>などの条件を全て満たすもの</p>	<p>対象となる団体の主な条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 団体及び代表者の存在が明確で事業拠点が戸塚区内にあり、構成員が5人以上かつ半数以上が戸塚区内に在住等していること ◆ 組織の運営に関する規約があること ◆ 補助終了後も、継続的な取組を行えることが認められること ◆ 会計処理を適正に行っていること ◆ 政治・宗教・営利を目的としないこと ◆ 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例51号)第2条に該当しないこと <p>などの条件を全て満たすもの</p>																				
<p>対象となる事業の主な条件</p> <p>地域福祉の推進など地域の課題解決に向けた事業で</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 補助終了後、自立の見通しが立てられている事業であること ◆ 様々な人が自発的、主体的に参加できる事業であること <p>などの条件を全て満たすもの</p>	<p>対象となる事業の主な条件</p> <p>居場所を設置運営することにより、地域福祉の推進など地域課題解決を図る事業で</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域住民が気軽に集まり、様々な活動を行うことができる場所の提供をするもの ◆ 地域住民への情報提供、相談を行うもの ◆ 補助終了後、自立の見通しが立てられている事業であること <p>などの条件を全て満たすもの</p>																				
<p>補助金額</p> <p>次の表の各年毎の金額を上限とし、補助対象経費の10分の9まで補助</p> <table border="1"> <tr> <td>1年目</td> <td>2年目</td> <td>3年目</td> <td>4年目</td> <td>5年目</td> </tr> <tr> <td>50万円</td> <td>40万円</td> <td>30万円</td> <td>20万円</td> <td>10万円</td> </tr> </table>	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	50万円	40万円	30万円	20万円	10万円	<p>補助金額</p> <p>次の表の各年毎の金額を上限とし、補助対象経費の10分の9まで補助</p> <table border="1"> <tr> <td>1年目</td> <td>2年目</td> <td>3年目</td> <td>4年目</td> <td>5年目</td> </tr> <tr> <td>25万円</td> <td>25万円</td> <td>20万円</td> <td>15万円</td> <td>10万円</td> </tr> </table>	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	25万円	25万円	20万円	15万円	10万円
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目																	
50万円	40万円	30万円	20万円	10万円																	
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目																	
25万円	25万円	20万円	15万円	10万円																	
<p>補助対象期間は5年間を限度とします。 ただし継続して補助金を申請しようとする団体は毎年申請手続きの上、審査を受ける必要があります。</p>																					
<p>補助の主な流れ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">① 補助金申請 ※1</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">② 審査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">③ 補助金交付決定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">④ 事業の実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">⑤ 実績報告書の提出</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">⑥ 補助金の交付 ※2</div> </div> <p>※1 申請期限: 令和2年5月29日 なお、予算に残額があり、区長が認める場合は、随時提出可とします(最終期限: 令和2年10月30日)。</p> <p>※2 原則事後払い。ただし、事業完了前に補助金を交付しなければ事業実施できない場合は前払い可とします。</p>																					



**まずは区政推進課
地域力推進担当にご相談ください!!**

お問合せ先
戸塚区役所 区政推進課 地域力推進担当 (区役所9階93番窓口)
〒244-0003 戸塚区戸塚町16-17
(電話)045-866-8328 (FAX)045-862-3054
(Eメール)to-chiikiryouku@city.yokohama.jp

※3 これらの補助金は、令和2年度予算案が横浜市議会において議決されることを条件としています。